

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

新 富 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1.	新富町農業の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.	新富町農業の展開方向・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	新富町における農業経営基盤の強化に当たっての基本的な考え方・・・・・・・・	4
第2	農業経営基盤強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1.	効率的かつ安定的な農業経営体の農業経営の目標・・・・・・・・	5
(1)	年間農業所得及び年間労働時間の目標・・・・・・・・	5
(2)	認定農業経営の基本的指標・・・・・・・・	5
2.	新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・	16
(1)	年間農業所得及び年間労働時間の目標・・・・・・・・	16
(2)	農業経営の基本的指標・・・・・・・・	16
3.	担い手に対する農用地の利用集積に関する目標・・・・・・・・	20
4.	その他農用地の利用関係の改善に関する目標・・・・・・・・	20
第3	農業経営基盤強化法の促進に関する目標を達成するための躯体的施策の方向・・・・・・・・	20
1.	目標を達成するための具体的施策の方向・・・・・・・・	20
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・	23
1.	利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・	24
(1)	法第18条の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画 の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・	24
(2)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件・・・・・・・・	25
(3)	利用権の設定等の内容・・・・・・・・	26
(4)	開発を伴う場合の措置・・・・・・・・	27
(5)	農用地利用集積計画の策定期期・・・・・・・・	27
(6)	要請及び申出・・・・・・・・	27

(7) 農用地利用集積計画の作成	28
(8) 農用地利用集積計画の内容	28
(9) 同意	29
(10) 公告	29
(11) 公告の効果	30
(12) 利用権の設定等を受けた者の責務	30
(13) 紛争の処理	30
(14) 農用地利用集積計画の取消し等	30
2. 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の促進に関する事項	31
3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	31
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	31
(2) 区域の基準	31
(3) 農用地利用改善事業の内容	31
(4) 農用地利用規程の内容	31
(5) 農用地利用規程の認定	32
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	32
(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	33
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	34
4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	34
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	34
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	35
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取り組み	35
(2) 定着に向けた取り組み	35
(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取り組み	35
7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	35
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	35
(2) 推進体制等	36
第5 その他	36
別紙1 (第4の1(1)⑥関係)	38
別紙2 (第4の1(2)関係)	39

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1. 新富町農業の現状と課題

(農業生産)

本町の農業は、温暖な気候と地形的に台地と平野に二分され、町の北西部は高台地で畑作地帯、南東部一帯は一ツ瀬川沿いに開けた水田地帯を形成している。

このような条件の中、水田地帯では、早期水稻と、ピーマン、キュウリ、トマト、メロン等の施設野菜、畑地帯では、茶、甘藷、洋蘭等の栽培のほか、養鶏、肉用牛、酪農など畜産と多種多岐にわたる営農を展開し本県農業の中核を担っており、町の基幹産業として地域経済の発展に大きく寄与してきた。

一方でかつてない人口減少、少子高齢化の波が押し寄せており、団塊の世代が75歳を超え、今後10年間で農家戸数の減少が予想される中、本町においては、離職者や非農家出身者の就農、農業法人等への雇用就農など、就農形態が多様化している。

また、本町の耕地面積は、緩やかに減少しており、農業生産に必要な農地の維持・確保が喫緊の課題である。

今後、本町農業を持続的に発展させるためには、認定農業者に加え、「地域計画」に位置づけられる地域の中心となる経営体（以下、「中心経営体」という。）や新たに農業を営もうとする青年等の確保に努め、意欲と能力を有した担い手の育成・確保を図り、個別経営体と農業法人や集落営農組織との連携、さらには農業と他産業との連携を積極的に推進した取り組みが求められている。

このため、宮崎県農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化による規模拡大の取組、「活性化計画」による荒廃農地の発生防止・解消、スマート農業等による効率化、営農をサポートする体制の構築等により収益性が高く、賢く稼げる生産構造へと転換する必要がある。

(社会情勢)

近年、食料自給率が37%（カロリーベース）と低下する中、国は食料・農業・農村基本計画において、国内生産を維持・増大し、食料安全保障を確保するため、2030年までに食料自給率45%（カロリーベース）に向上することを目標としている。

消費者ニーズの多様化や、平成30年のTPP11、平成31年の日EU・EPA、令和2年度の日米貿易協定の発効やRCEPの署名など、国際化の進展を背景に、国内外の産地間競争が激化するとともに、ウクライナ情勢を背景とした原油や資材・穀物の価格上昇により、施設園芸や畜産といった本町全体が大きな影響を受ける中、食料安全保障に対する危機感が高まっている。

このような中、生産力の維持・強化に取り組み、食料自給率の向上に寄与していくことが求められており、農用地の集積による大規模化やスマート農業技術の活用等を通じた農業生産の強化に加え、家畜飼料の国産化や堆肥の有効活用による化学肥料の削減など、海外に依存した農業からの転換に取り組む必要がある。

(危機事象)

本町では、平成22年度に口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ、令和2年度と令和4年度は、

再び高病原性鳥インフルエンザによる被害が発生したところである。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、海外との入出国制限や学校の臨時休校、外出自粛等により、農畜産物の出荷減少や価格の低迷、輸出の停滞、外国人材の確保、新たな生活様式による物流の変化等、幅広い分野で大きな影響が生じた。

このほかにも、台風や長雨による災害や新奇病害虫の発生など、これまでの想定を超えた危機事象が発生している。

このように、様々なリスクに直面しており、災害に強い生産基盤や家畜・植物防疫体制、農業セーフティーネット、地球温暖化、飼料・エネルギー等の資源循環などにより、県、町、関係団体等の全ての関係者で共有し、危機事象に負けない農業の構築を目指していく必要がある。

2. 新富町農業の展開方向

県においては、農業の更なる持続的発展を果たすための基本方針となる「第8次宮崎県農業・農村振興長期計画」に基づき「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指すものとしている。

こうした中で、本町農業の展開方向は、大きく変革する社会経済情勢を充分に見据えながら、経営規模拡大や経営開始する者が自立するまでの支援の強化を図り、今後とも地域の特性を充分に活かした本町の基幹的産業として位置づけ、新たな農業にチャレンジしやすい環境の整備等、農林水産業を営む者や営みたい者にとって魅力あるまちとなる取組みを目指すものとする。

また、令和3年6月に本町は児湯農業協同組合（以下、農協という）と共同で、本町の基幹産業である農業の振興発展に向けた取組の拠点となる農業公社『一般社団法人ニューアグリベース』（以下、NABという）を設立した。行政と農協及び農業公社が一体となることで、互いに情報の共有を図り、新たな農産物生産技術の開発研究、新規作物の産地化及び地域農業者の人材育成・担い手確保、新たな販路拡大及び出口戦略等の取組を行うことにより、地域農家の農産物の収量増及び所得向上等に繋げるとともに持続可能な地域農業の実現を目指すものとする。

3. 新富町における農業経営基盤の強化の促進に当たっての基本的な考え方

基幹産業である農業を維持・発展させていくためには、個々の経営はもとより、農業の生産部会や集落営農組織、法人経営体など、産地を支援する様々な農業経営体を軸として生産基盤の強化を進め、将来にわたって地域農業を担う、効率的かつ安定的な農業経営体や新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成し、次の世代へと継承し、これらの農業経営体が担っていく農業構造を確立することが急務である。

さらに、集落・地域において人と農地の問題を解決するため、これらの経営体に加えるとともに、地域社会の維持の面で重要な役割を果たしている、中小・家族経営、準主業農家、副業的農家などの多様な経営体についても、サポートを行い、農業を担う者として地域農業の未来の設計図である「地域計画」の実行を推進していくことにより、これらの農業を担う者に対する農用地の集積・集約化や経営管理の合理化を進めるとともに、スマート農業に対応した区画拡大や計画的な営農に必要なかん水施設、農道等の基盤整備、優良農地の確保への取り組み、その他の農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を一体的に推進していく。

加えて、担い手が減少する中で、地域農業や農地を維持するために集落ぐるみで実施されてきた集落営農については、「地域計画」を軸として、多様な担い手（集落営農、個別経営体、集落外の新たな担い手等）と集落（地権者）が相互協力することで、多様な担い手の経営発展を目指す

仕組みである「地域営農システム」の推進を行う。

また、地域内外の多様な人材の呼び込みや他産業との連携を推進していく。

第2 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営体の農業経営の目標

(1) 年間農業所得及び年間労働時間の目標

ア 認定農業者等の年間農業所得及び年間労働時間の目標

本町の農業の現状とその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにして、認定農業者等を育成する。その具体的な経営の指標は、下記のとおりとし、農業経営の主たる従事者が、本地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を確保するものとする。

項目	主たる従事者 一人当たり	1経営体当たり		
		主たる従事者分	補助的従事者分	計
年間農業所得	440万円程度	440万円	160万円	600万円
年間労働時間	1,900時間程度	1,900時間	1,900時間	3,800時間

(2) 認定農業経営の基本的指標

認定農業者等の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体	No.	1
-------	-----	---

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
水 稲 複 合 型	(1) 作付面積等 ①早期水稲： 5.0 ha ②作業受託： 5.0 ha ③飼料稲： 4.0 ha ④スイートコーン： 0.5 ha ⑤千切り大根： 1.0ha ⑥そば：1.0 ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・格納庫 (2) 農機具 ・トラクター（35Ps） 1台 ・コンバイン（4条） 1台 ・乾燥機 5台 ・粃摺機 1台 ・トラック（2トン） 1台 ・マニュアルプレッタ（500kg） 1台 ・田植機 1台 ・ブロードキャスタ 1台 ・ドローン 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①原則として雇用は行わず時間外で対応 ⑤労働力と時間に余裕がある場合は努めて作業受託をする。
	(2) 経営面積 10.0 ha			

個別経営体	No.	2
-------	-----	---

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
----------	---------	------	---------	--------------

水稲複合型 (2)	(1) 作付面積等 ①早期水稲：7.0 ha ②早期水稲（加工用米）：5.0 ha ③作業受託：17.0 ha ④ニンジン：1.2ha ⑤馬鈴薯：1.0 ha ⑥にんにく：0.1 ha (2) 経営面積 15.0 ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・格納庫 (2) 農機具 ・トラクター（35Ps）1台 ・コンバイン（4条）1台 ・乾燥機 2台 ・籾摺機 1台 ・トラック（2トン）1台 ・マニュアルスプレッタ（500kg）1台 ・スピードスプレア 1台 ・田植機 1台 ・ブロードキャスタ 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(2) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①原則として雇用は行わず時間外で対応 ⑥労働力と時間に余裕がある場合は努めて作業受託をする。
--------------	---	---	--	---

個別経営体	No.	3
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜複合型 (1)	(1) 作付面積等 ①ピーマン 促成：0.36 ha ②早期水稲：0.8 ha ③飼料用米：0.9 ha ④飼料用稲：2.5 ha ⑤小麦：0.9 ha (2) 経営面積 5.5 ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・育苗ハウス ・自動開閉機 ・三重施設 (2) 農機具 ・トラクター（30Ps）2台 ・普通トラック 1台 ・田植機（6条）1台 ・コンバイン（2条）1台 ・暖房機 3台 ・動力噴霧器 1台 ・循環扇 15台 ・4段サーモ 3台 ・炭酸ガス発生機 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①ビニール張等については共同で行う。 ②収穫時期は臨時雇用（1～2人）で対応する。

個別経営体	No.	4
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜複合型	(1) 作付面積等 ①アールスメロン 0.5 ha ②早期水稲：0.2 ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・育苗ハウス ・自動開閉機	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①ビニール張等は、共同で行

(2)	(2) 経営面積 0.7ha	(2) 農機具 ・トラクター (25Ps) 1台 ・普通トラック 1台 ・田植機 (4条) 1台 ・コンバイン(2条) 1台 ・暖房機 3台	実施	う。 ②雇用は行わず 時間外で対応
-----	-------------------	---	----	-------------------------

個別経営体	No.	5
-------	-----	---

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
施設 野菜 複合 型 (3)	(1) 作付面積等 ①きゅうり： 抑制：0.4 ha 半促成：0.4 ha (促成：0.4 ha) ②早期水稲：1.5 ha (2) 経営面積 1.5ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・育苗ハウス ・自動開閉機 (2) 農機具 ・トラクター (25Ps) 1台 ・普通トラック 1台 ・田植機 (4条) 1台 ・コンバイン(2条) 1台 ・暖房機 3台 ・動力噴霧器 1台 ・循環扇 23台 ・4段サーモ 3台 ・炭酸ガス発生機 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記 帳の実施 ②経営と家計 の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の 実施	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管 理 ①ビニール張等 は、共同で行 う。 ②収穫時期は臨 時雇用で対応

個別経営体	No.	6
-------	-----	---

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
施設 野菜 複合 型 (4)	(1) 作付面積等 ①トマト： 促成：0.25 ha ②早期水稲：0.3ha (2) 経営面積 0.6 ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・育苗ハウス ・自動開閉機 (2) 農機具 ・トラクター (25Ps) 1台 ・普通トラック 1台 ・田植機 (4条) 1台 ・コンバイン(2条) 1台 ・暖房機 2台 ・動力噴霧器 1台 ・循環扇 10台 ・4段サーモ 3台 ・炭酸ガス発生機 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記 帳の実施 ②経営と家計 の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の 実施	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管 理 ①ビニール張等 は、共同で行 う。 ②収穫時期は臨 時雇用で対応

個別経営体	No.	7
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜複合型(5)	(1) 作付面積等 ①ハウスニラ：1.0ha ②露地ニラ：1.0ha ③飼料稲：0.7ha (2) 経営面積 2.7 ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・育苗ハウス (2) 農機具 ・トラクター (50Ps) 1台 ・乾燥機 26PS 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(2) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①労働力が不足する場合は、時間外で対応

個別経営体	No.	8
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専業型(1)	(1) 作付面積等 ①ミニトマト：0.47ha (2) 経営面積 0.47ha	(1) 建物・施設 ・ハウス ・灌水施設 ・自動開閉機 (2) 農機具 ・トラクター (25Ps) 1台 ・軽トラック 1台 ・加温機 4台 ・動力噴霧器 1台 ・循環扇 10台 ・4段サーモ 3台 ・炭酸ガス発生機 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(3) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①労働力が不足する場合は、時間外で対応

個別経営体	No.	9
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専業型(2)	(1) 作付面積等 ①ズッキーニ：0.43ha (2) 経営面積 0.43ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・育苗ハウス ・自動開閉機 (2) 農機具 ・トラクター (25Ps) 1台 ・軽トラック 1台 ・加温機 2台 ・動力噴霧器 1台 ・循環扇 10台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①労働力が不足する場合は、時間外で対応

個別経営体	No.	10
-------	-----	----

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜複合型	(1) 作付面積等 ①原料用甘藷： 2.5ha ②千切大根：0.5ha (2) 経営面積 畑 2.7 ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・育苗ハウス ・貯蔵庫 (2) 農機具 ・トラクター (50Ps) 1台 ・普通トラック 1台 ・収穫機 1台 ・つる切り機 1台 ・大根洗浄機 1台 ・大根つき機 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入

個別経営体	No.	11
-------	-----	----

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設果樹複合型 (1)	(1) 作付面積等 ①マンゴー：0.5ha ②早期水稲：1.7ha (2) 経営面積 2.1ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・育苗ハウス ・自動開閉装置 (2) 農機具 ・トラクター (25Ps) 1台 ・普通トラック 1台 ・暖房機 6台 ・田植機 (4条) 1台 ・コンバイン (2条) 1台 ・動力噴霧器 1台 ・ヒートポンプ 6台 ・循環扇 23台 ・4段サーモ 6台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①収穫時期は臨時雇用 (1.0人) で対応

個別経営体	No.	12
-------	-----	----

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設果樹複合型	(1) 作付面積等 ①ライチ：0.9ha ②トマト：0.1ha ③ミニトマト： 0.2ha (2) 経営面積	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・自動開閉装置 (2) 農機具 ・トラクター (25Ps) 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①家族労力を主体とする。

(2)	1.2ha	<ul style="list-style-type: none"> ・普通トラック 1台 ・暖房機 4台 ・動力噴霧器 1台 ・ヒートポンプ 4台 ・循環扇 17台 ・4段サーモ 4台 	施	
-----	-------	---	---	--

個別経営体	No.	13
-------	-----	----

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き複合型	(1)作付面積等 ①シンビジウム：0.7ha ②マンゴー：0.3ha (2)経営面積 畑 1.45ha	(1)建物・施設 <ul style="list-style-type: none"> ・作業舎 ・ハウス ・山上げ施設 ・灌水施設 (2)農機具 <ul style="list-style-type: none"> ・普通トラック 1台 ・ヒートポンプ 18台 ・動力噴霧器 1台 (3)その他 <ul style="list-style-type: none"> ・年内出荷のため山上げを行なう。 	(1)記帳等 <ul style="list-style-type: none"> ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告の分析等 <ul style="list-style-type: none"> ①青色申告の実施 	(1)家族従事者2人 (2)休日制の導入 (3)労働と作業管理 <ul style="list-style-type: none"> ①臨時雇用(3.0人) ②雇用の安定確保

個別経営体	No.	14
-------	-----	----

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶専業型	(1)作付面積等 ①茶：6.0ha (2)経営面積 6.0 ha	(1)建物・施設 <ul style="list-style-type: none"> ・製茶工場 ・製茶機械 ・堆肥舎 ・スプリンクラー (2)農機具 <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 1台 ・トラック(軽、2t) 2台 ・乗用摘採機 1台 ・乗用防除機 1台 ・中刈機(共同) 1台 (3)その他 <ul style="list-style-type: none"> ・自園自製の経営 	(1)記帳等 <ul style="list-style-type: none"> ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告の分析等 <ul style="list-style-type: none"> ①青色申告の実施 	(1)家族従事者2人 (2)休日制の導入 (3)労働と作業管理 <ul style="list-style-type: none"> ①収穫期は臨時雇用(2.0人)で対応 ②品種の組合せにより労働力の配分を図る。 ③雇用の安定確保

個別経営体	No.	15
-------	-----	----

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専	(1)作付面積等 ①乳用牛：50頭 ②トウモロコシ：	(1)建物・施設 <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、サイロ ・堆肥舎 	(1)記帳等 <ul style="list-style-type: none"> ①複式簿記記帳の実施 	(1)家族従事者2人 (2)休日制の導入

業 型	3.0ha ③ソルガム：3.0ha ④イタリアン： 6.0ha (2)経営面積 6.0ha	<ul style="list-style-type: none"> ・バルククーラー (パイプライン含) ・バークリーナー (2)農機具 <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (60Ps) 1台 ・トラック (1.5 t) 1台 ・コンビラップ 1台 ・コーンプランター 1台 ・コンプリートミキサー 1台 ・ショベルローダー 1台 ・ベールグラブ 1台 ・コーンハーベスタ 1台 ・マニアスプレッダ 1台 ・ディスクモア 1台 ・テッダーレーキ 1台 ・ロールベラー 1台 ・ラッピングマシン 1台 ・鎮圧機 1台 (3)その他 <ul style="list-style-type: none"> ・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。自給飼料確保や堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。 ・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 	②経営と家計の分離 (2)申告の分析等 ①青色申告の実施	(3)労働と作業管理 ①酪農ヘルパーの活用
--------	--	--	------------------------------------	--------------------------

個別経営体	No.	16
-------	-----	----

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
肉 用 牛 繁 殖 専 業 型	(1)作付面積等 ①繁殖牛：50頭 (黒毛和種) ②飼料作物：4.2ha ③えん麦：1.7ha ④イタリアン：4.2ha ⑤ソルゴー：1.7ha (2)経営面積 5.9ha	(1)建物・施設 <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、サイロ ・堆肥舎 ・作業舎 (2)農機具 <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50Ps) 1台 ・トラック (1.5 t) 1台 ・ライムソア 1台 ・ショベルローダー 1台 ・ベールグラブ 1台 ・マニアスプレッダ 1台 ・ディスクモア 1台 ・テッダーレーキ 1台 ・ロールベラー 1台 ・ラッピングマシン 1台 ・鎮圧機 1台 	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告の分析等 ①青色申告の実施	(1)家族従事者2人 (2)休日制の導入

		<p>(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。自給飼料確保や堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。 ・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 		
--	--	--	--	--

個別経営体	No.	17
-------	-----	----

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛複合型	<p>(1)作付面積等</p> <p>①繁殖牛：30頭 (黒毛和種)</p> <p>②原料用甘藷： 3.0ha</p> <p>③千切大根：0.5ha</p> <p>④飼料作物：2.6ha</p> <p>⑤イタリアン： 2.6ha</p> <p>(2)経営面積 5.0ha</p>	<p>(1)建物・施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、サイロ ・堆肥舎 ・作業舎 <p>(2)農機具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター（50PS）1台 ・トラック（1.5t）1台 ・ライムソア 1台 ・マニアスプレッダ 1台 <p>(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。自給飼料確保や堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。 ・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 	<p>(1)記帳等</p> <p>①複式簿記記帳の実施</p> <p>②経営と家計の分離</p> <p>(2)申告の分析等</p> <p>①青色申告の実施</p>	<p>(1)家族従事者2人</p> <p>(2)休日制の導入</p>

個別経営体	No.	18
-------	-----	----

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛肥育専業	<p>(1)作付面積等</p> <p>①肥育牛：200頭</p> <p>(2)経営面積 0.0ha</p> <p>(3)敷地面積</p>	<p>(1)建物・施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、換気扇 ・堆肥舎 ・飼料、敷料倉庫 ・飼料タンク <p>(2)農機具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラック（2t）1台 	<p>(1)記帳等</p> <p>①複式簿記記帳の実施</p> <p>②経営と家計の分離</p> <p>(2)申告の分析等</p> <p>①青色申告の</p>	<p>(1)家族従事者2人</p> <p>(2)休日制の導入</p>

型	2.5ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ショベルローダー 1台 ・フォークリフト 1台 ・動力運搬車 1台 <p>(3)飼養管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与飼料は、配合飼料を基本とする。 <p>(4)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。 ・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 	実施	
---	-------	--	----	--

個別経営体	No.	19
-------	-----	----

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏 専業型	<p>(1)作付面積等</p> <p>①採卵鶏： 常時：50,000羽</p> <p>(2)経営面積 0.0ha</p> <p>(3)敷地面積 3.0ha</p>	<p>(1)建物・施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶏舎 ・集卵舎 ・飼料タンク ・鶏糞発酵舎 <p>(2)農機具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽トラック 1台 ・ショベルローダー 1台 ・トラック（2トン）1台 ・フークリフト 1台 ・動力噴霧機 1台 ・配飼車 1台 <p>(3)飼養管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与飼料は、配合飼料を基本とする。 <p>(4)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。 ・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 	<p>(1)記帳等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 <p>(2)申告の分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①青色申告の実施 	<p>(1)家族従事者2人</p> <p>(2)休日制の導入</p> <p>(3)労働と作業管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常時雇用（1名）

個別経営体	No.	20
-------	-----	----

営農	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事
----	---------	------	---------	------

類型				の態様等
ブロイラー — 專業型	(1) 作付面積等 ①ブロイラー： 常時：50,000羽 (2) 経営面積 0.0ha (3) 敷地面積 1.0ha	(1) 建物・施設 ・畜舎 ・管理舎 ・飼料タンク (2) 農機具 ・軽トラック 1台 ・ショベルローダー 1台 ・動力噴霧機 1台 (3) 飼養管理 ・給与飼料は、配合飼料を基本とする。 (4) その他 ・オールイン・オールアウト方式 ・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。 ・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 家族従事者2人 (2) 休日制の導入

組織経営体	No.	1
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(農) 集落型 経営体	(1) 作付面積等 ①早期水稲：20.0ha ②耕起受託：5.0ha ③育苗受託：10.0ha ④稲刈受託：10.0ha ⑤飼料稲：15.0ha (経営面積) 35.0ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・格納庫 ・育苗ハウス (2) 農機具 ・トラクター (50Ps) 2台 ・トラック (1t) 2台 ・田植機 (6条) 2台 ・コンバイン (普通型) 1台 ・コンバイン (自脱型) 1台 ・マニユアスプレッタ 1台	・農事組合法人 ・農地所有適格法人 (1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 従事者6人 (役員6名) (2) 休日制の導入

組織経営体	No.	2
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 專業型	(1) 作付面積等 ①茶：10.0ha (2) 経営面積 10.0ha	(1) 建物・施設 ・製茶工場 ・製茶機械 ・堆肥舎 ・スプリンクラー	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実	(1) 従事者6人 (役員3名、社員3人) (2) 休日制の導入

		(2) 農機具 ・トラクター 1台 ・トラック(2t) 3台 ・生葉管理機 2台 ・摘採機 1台 ・防除機 1台 ・中刈り機 1台	施	
--	--	---	---	--

組織経営体	No.	3
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専業型	(1) 作付面積等 ①ピーマン 促成：1.7 ha (2) 経営面積 2.0ha	(1) 建物・施設 ・灌水施設 ・育苗ハウス ・自動開閉機 ・三重施設 (2) 農機具 ・トラクター(30Ps) 2台 ・畦立て機 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・暖房機 3台 ・動力噴霧器 2台 ・循環扇 15台 ・4段サーモ 3台 ・炭酸ガス発生機 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①ビニール張等については、共同で行う。 ②収穫時期は臨時雇用(13人)で対応する。

組織経営体	No.	4
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜複合型	(1) 作付面積等 ①きゅうり：0.8 ha ②水稲：30.0 ha ③小麦：17.0ha (2) 経営面積 36.5ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・育苗ハウス ・自動開閉機 (2) 農機具 ・トラクター(65Ps) 1台 ・トラクター(57Ps) 1台 ・普通トラック 1台 ・田植機(4条) 1台 ・コンバイン(2条) 1台 ・暖房機 4台 ・動力噴霧器 2台 ・循環扇 30台 ・4段サーモ 4台 ・炭酸ガス発生機 2台 ・ドローン 1台	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①ビニール張等は、共同で行う。 ②収穫時期は臨時雇用で対応

組織経営体	No.	5
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏専業型	(1) 作付面積等 ①採卵鶏： 常時：100,000羽 (2) 経営面積 0.0ha (3) 敷地面積 3.0ha	(1) 建物・施設 ・鶏舎 ・飼料タンク ・鶏糞発酵舎 (2) 農機具 ・軽トラック 1台 ・ショベルローダー 1台 ・トラック（2トン） 1台 ・フークリフト 1台 ・動力噴霧機 1台 ・配飼車 1台 (3) 飼養管理 ・給与飼料は、配合飼料を基本とする。 その他 ・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。 ・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(2) 従事者5人 (役員2名、社員3人) (2) 休日制の導入

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標

(1) 年間農業所得及び年間労働時間の目標

本地域における他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（認定農業者等の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得260万円程度）を目標とする。

項目	主たる従事者 一人あたり	個別経営1経営体当たり		
		主たる従事者分	補助的従事者分	計
年間農業所得	260万円程度	260万円	100万円	360万円
年間労働時間	1,900時間程度	1,900時間	1,400時間	3,300時間

(2) 農業経営の基本的指標

目標を達成するための新たに農業経営を営もうとする青年等の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について、

これを示すと次のとおりである。

個別経営体	No.	1
-------	-----	---

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
施設 野菜 専業 型 (1)	(1)作付面積等 ①ピーマン 促成：0.2 ha (2)経営面積 0.2 ha	(1)建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・自動開閉機 ・三重施設 (2)農機具 ・乗用トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・暖房機 3台 ・管理機 1台 ・循環扇 12台 ・4段サーモ 3台 ・炭酸ガス発生機 2台 (3)技術経営上の要点 ①資本装備の考え方 ・ハウスや農機具等については、可能な限り賃貸借や中古品等の購入に努めることとする。	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告の分析等 ①青色申告の実施	(1)家族従事者 1人 (2)休日制の導入 (3)労働と作業管理 ①ビニール張等については、共同で行う。 ②農閑期については、パートなど農外収入を50万円程度見込む。

個別経営体	No.	2
-------	-----	---

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
施設 野菜 専業 型 (2)	(1)作付面積等 ①きゅうり： 抑制：0.2 ha 半促成：0.2 ha (促成：0.2 ha) (2)経営面積 0.2 ha	(1)建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・自動開閉機 (2)農機具 ・乗用トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・暖房機 2台 ・管理機 1台 ・循環扇 12台 ・4段サーモ 2台 ・炭酸ガス発生機 1台 (3)技術経営上の要点 ①資本装備の考え方 ・ハウスや農機具等については、可能な限り賃貸借や中古品等の購入に努めることとする。	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告の分析等 ①青色申告の実施	(1)家族従事者 1人 (2)休日制の導入 (3)労働と作業管理 ①ビニール張等は、共同で行う。 ②農閑期については、パートなど農外収入を50万円程度見込む。

--	--	--	--

個別経営体	No.	3
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専業型(3)	(1) 作付面積等 ①ミニトマト： 促成：0.2 ha (2) 経営面積 0.2 ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・ハウス ・灌水施設 ・自動開閉機 (2) 農機具 ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・暖房機 1台 ・管理機 1台 ・循環扇 8台 ・4段サーモ 1台 ・炭酸ガス発生機 1台 (3) 技術経営上の要点 ①資本装備の考え方 ・ハウスや農機具等については、可能な限り賃貸借や中古品等の購入に努めることとする。	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 家族従事者 1人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①ビニール張等は、共同で行う。 ②農閑期については、パートなど農外収入を50万円程度見込む。

個別経営体	No.	4
-------	-----	---

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜専業型	(1) 作付面積等 ①原料用甘藷： 5.0 ha (2) 経営面積 畑 5.0 ha	(1) 建物・施設 ・作業舎 ・育苗ハウス ・貯蔵庫 (2) 農機具 ・トラクター (50Ps) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・収穫機 1台 ・つる切り機 1台 (3) 技術経営上の要点 ①資本装備の考え方 ・農機具等については、親との共同利用とする。 ②その他 ・食用甘藷の専作でトンネル、早堀、普通の組み合わせによる労働配分の適正化を図る。	(1) 記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2) 申告の分析等 ①青色申告の実施	(1) 家族従事者 2人 (2) 休日制の導入 (3) 労働と作業管理 ①自家労力の2人を中心として、労働力が不足する場合は、労働時間の延長で対応する。農繁期でやむを得ない場合は、臨時雇用することとする。

個別経営体	No.	5
-------	-----	---

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等
肉用牛繁殖専業型	<p>(1) 作付面積等</p> <p>①繁殖牛：40頭 (黒毛和種)</p> <p>②ソルガム：3.0ha</p> <p>③イタリアン：3.0ha</p> <p>④飼料用稲：3.0ha 稲ワラ収集</p> <p>(2) 経営面積 6.0ha</p>	<p>(1) 建物・施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、サイロ ・堆肥舎 ・作業舎 <p>(2) 農機具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター 1台 ・普通トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・ロータリー 1台 ・プラウ 1台 ・カッター 1台 ・ディスクモア 1台 ・テッダーレーキ 1台 ・ライムソア 1台 ・ロールベアラ 1台 ・ベールグラブ 1台 ・フロントローダー 1台 ・ラッピングマシン 1台 ・マニュアルスプレッダ 1台 ・動力噴霧機 1台 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。 ・「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効活用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取り組みを励行する。 ・自給飼料確保や堆肥等の有効活用を図るため、耕種農家との連携を図る。 ・健康な家畜の飼育、適正使用密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。 ・家畜伝染病発生時に迅速な防疫措置を実施するために、適切な埋却地を事前に確保しておく。 	<p>(1) 記帳等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 <p>(2) 申告の分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①青色申告の実施 	<p>(1) 家族従事者 2人</p> <p>(2) 休日制の導入</p> <p>(3) 労働と作業管理</p> <p>①自家労力の2人を中心として、労働力が不足する場合は、親族の手伝い等の無料労働力を確保するか、労働時間の延長で対応する。</p>

3 担い手に対する農用地の利用集積に関する目標

本町農業の持続的発展を図るため、農業生産のための基礎的な資源である優良農地を確保・継承するとともに、担い手に対する農地の利用集積に係る目標は、次のとおりとする。

○認定農業者等への農地の利用集積目標

目標	備考
80% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業等を活用して、認定農業者等への面的集積の割合が高まるよう努める。	基幹作業に係る農作業受委託面積を含む。

- (注) 1 「目標」には、農業法人を含む認定農業者に加え、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営の地域における農用地利用面積のシェアを含む。
2 目標年度は、令和5年度とする。

4 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

本町の農業は、平坦部では水稲と施設園芸を組み合わせた複合経営、高台部では畑作が主体となっており、条件の良い農地については認定農業者等への集積がみられる。しかし、ほ場整備未整備による小区画地や不整形農地など、農業生産条件の不利な地域においては、担い手不足、農業就業人口の高齢化等により、遊休農地が増加している。

以上のような状況を踏まえ、地域の中心となる担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるような利用権設定を関係機関で連携して行い、現在、ほ場整備実施地区については、認定農業者等への集積・集約を併せて実施していく。

第3 農業経営基盤強化法の促進に関する目標等を達成するための具体的施策の方向

1 目標を達成するための具体的施策の方向

前述の目標を達成するため、地域農業を牽引する担い手として、認定農業者等を位置付け、将来の地域の農業を担う者の中核として明確化するとともに、以下のとおり認定農業者等の意欲向上を図るための各種施策を推進する。

なお、地域農業を担う農業者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間の役割分担を明確化して、今後とも地域全体としての発展に結びつくよう、諸施策の推進にあたっては、地域ぐるみの理解と協力を求めていくこととする。

(1) 農業経営体の確保・育成

児湯農林振興局（以下「農林振興局」という。）、農協、農業委員会等の各関係機関の連携強化の下に、集落を単位とした農業の将来について農業者自らの確かな判断を行うための指導、助言を行う。

また、認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者や認定新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的な指導を行うとともに、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

更に、児湯地域担い手育成総合支援協議会（以下、「担い手協議会」という。）等の支援による経営改善等に必要な研修会等を開催し、認定農業者の資質の向上を図るとともに、認定農業者で構成する新富町認定農業者連絡協議会の育成・強化を図る。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

認定新規就農者について、本町における令和4年度の新規就農者は3人であり、近年はほぼ維持傾向にある。

本町においてはコロナウイルス感染症拡大以前の過去5年間の平均である1年あたりの新規就農者数5名の確保を目標とし、様々な施策の充実を通じて目標以上の新規就農者の確保を目指す。

新規就農者を確保・育成していくためには、栽培技術や農業経営に関する知識の習得に関する指導・助言を重点的に行うことが重要である。このため、農用地については農業委員会や農地中間管機構による紹介、技術・経営面については、町・県・農協による指導等を行うなど、地域及び関係機関・団体の総力をあげて地域の中心経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。なお、50歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かす意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

(3) 農業を担う者の確保・育成に向けた体制整備及び支援

第1の「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向」に即し、農業を担う者について、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず確保・育成し、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるように、農林振興局、農協、農業委員会、NAB等、関係機関が一体となって、就農から定着、経営発展に至る総合的な整備体制を進めていく。

(4) 担い手への農用地の利用集積

ア 推進体制の整備

目標達成のためには、積極的な農用地の集積・集約化対策の強化が必要である。

また、農林振興局、農協、農業委員会及び町関係機関で構成する農地中間管理事業推進チームにより、情報の共有化や一層の連携により、効率的な施策の推進を図る。

イ「地域計画」の策定推進

「地域計画」の策定においては、地域単位で農業者をはじめとした幅広い関係者を集めて、地域の将来の在り方や農地利用に関する協議・合意形成を行い、地域の特性に合わせて、計画を定める。

「地域計画」の策定にあたっては、『農業経営基盤強化法の改正に伴う「地域計画」策定の実施方針（令和4年12月 担い手農地対策課）』に基づいて行い、農地中間管理事業推進チームを活用しながら策定及び地域での合意形成を推進する。

ウ「地域計画」の実現に向けた担い手への農地の集積・集約

「地域計画」における効率的な農用地の実現に向け、担い手間の調整やほ場整備等を一体的に行いつつ、農地バンクを軸に、関係機関が一体となって農地中間管理事業を活用した農地利用調整に取り組み、担い手への集積・集約を地域全体で推進する。

エ「地域計画」の設定等の促進

利用権の設定等については、「地域計画」の「目標地図」に基づいて行うことを基本とする。「目標地図」に位置付ける農業の担い手については、地域内の既存の担い手はもとより、担い手不足の地域においては地域外の担い手や他産業からの農業参入希望者についても関係機関が保有する各種情報を共有しながら実態を把握し、「目標地図」に位置付ける。

(5) その他の取り組み

ア 生産性を向上させ、労働力不足を解消するスマート農業については、最新のスマート技術の積極的な情報発信や、ICTやAI、ロボット技術等を学べる場の提供、マッチングの機会創出とともに、本町に適したスマート農業技術・機器等の検証と普及、スマート農業の専門知識や活用ノウハウ等を有する農業者、指導者の育成を推進する。

また、スマート農業技術研究の強化、生産現場における共同利用等のシェアリング、園芸施設等の団地化など、スマート農業技術を活かせる体制の構築を推進する。

イ 施設園芸等の集約的な経営展開については、農林振興局、農協等の各関係機関の指導強化のもとに新品目・品種・作型等の導入による生産体制の確立、直販・契約・加工等を視野に入れた流通方式の改善等を積極的に行い産地間競争の強化を図る。

ウ 水田営農が主で担い手等の少ない集落においては、地域リーダーの育成等を踏まえて地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指しながら特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進する。

エ 農用地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、作業受託組織と連携を密にして、農用地貸借の促進と農作業受委託の促進が

一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

オ 女性農業者は家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を行い、主たる労働者として重要な役割を担って行くための環境づくりを推進する。

カ 土地利用型農業を推進する上では、生産基盤を整えることが必要であるため、スマート農業に対応したほ場の区画拡大や水田の汎用化に向けた整備、計画的な営農に必要な整備を推進する。また、効率的な土地利用を推進するため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、ハウス団地等のゾーニングやスマート農業技術を活用し、生産性の高い産地を育成する。

キ 「みどり食料システム戦略」の実践

農業者の減少・高齢化による生産基盤の脆弱、温暖化や大自然災害の増加、コロナウイルス感染症を契機としたサプライチェーンの混乱や生産・消費の変化への対応が求められる中、農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が急務である。国が策定した「みどり食料システム戦略」に沿って、耕作放棄地対策や基盤整備、農業を支える多様な人材の育成等の取り組みによる「持続可能な農村の創造」、スマート農業、減農薬・減化学肥料の取り組みによる「持続可能な生産体制の構築」など、関係機関と連携を行う。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものと

する。

更に、本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

①地域計画推進事業

町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進します。

②協議の場の設置方法

ア協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、町、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の地域駐在員、土地改良区、県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知します。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農地管理課に設置します。

イ協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア) の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ) の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

③地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

④その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切

な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受け後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、

その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、
- ・ 同法第11条の50第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合
 - ・ 農地中間管理機構
 - ・ 又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地保有合理化法人、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）すべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合には、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて、農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(3) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移

転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（4）開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下、「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（5）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 本町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（6）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 町の全部、又は一部をその事業の実施地域とする土地改良区は、その地区内の土地改良法

(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体及び農協又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合の他、利用権の設定等を行おうとする者、又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(8) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所。
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を

含む)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係。

⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、

・貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、

・賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市町村の長に報告すること、

・農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め。

・その他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)その支払い(持分又は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑦ ①に規定する者の農業経営状況。

(9) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(10) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

なお、町は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(11) 公告の効果

本町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払いなど利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2. 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の促進に関する事項

- (1) 本町は、農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）との連携の下に、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業（以下、農地中間管理事業等という）の普及啓発活動等を行うことによって事業実施の促進を図る。

「第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」の効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の利用集積目標を達成するためには、従来にも増して積極的な農地の集積・集約化対策が必要である。

- (2) 本町は、農業委員会、農業協同組合、県出先機関、農地中間管理機構等で構成するチーム会議を設け、人・農地プランを中心に、地域の実情に応じながら、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積・集約化を推進する。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める

ものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項。

イ 農用地利用改善事業の実施区域。

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項。

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項。

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項。

カ その他必要な事項。

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画区の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めることに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の公報への掲載やインターネットの利用等により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観

点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規定においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所。

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標。

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項。

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受け、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勸奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該、認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することがで

きる

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興局、農業委員会、農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境について関係団体と連携し整備を図る。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、新富アグリカレッジを活用した研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1で示す農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を積極的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

ア 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じ、農業委員会、農林振興局、NAB、農協等と連携した就農相談を実施し、栽培技術や農業経営に資する情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味・関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう学校や教育委員会と連携しながら、農業体験等を通じ、農業に関する知見を広められる環境づくりを図る。

(2) 定着に向けた取組

本町が策定する「地域計画」に地域の中心経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策事業、青年等就農資金の積極的な活用、町単独で行う各種の新規就農者支援事業、定期的な巡回指導等、安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の普及

町は、新たに農業経営を営む青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

イ 認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者については、その経営の確立に資するため就農計画の実施状況を点検し、町・農業委員会・農林振興局・農協等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど重点的に指導・助言を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 町は、各種補助事業を活用し、農業・農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

イ. 町は、担い手への農地の面的な集積を加速させるため、国や県等の事業を活用し集落

や産地単位での話し合い活動を通して農用地利用改善団体の育成を図り集落営農の組織化を図る。

ウ. 町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農林振興局、町議会、農業委員会、町、JA等の職員をもって構成する経営・生産対策会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討し、この検討結果を踏まえて今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される認定農業者等の育成に資するための実現の方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及び農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農協、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町においても協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第4の1の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、
農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第4の1(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の支払</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき新富町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

	等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。		
--	--	--	--

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 （又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 損益の算定基準	③ 損益の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作物毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。 この場合において、Iの③の中の「賃貸」とあるのは「損益と」、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。